

令和 8 年度 教育委員会の重点事項についての意見申出書

令和 7 年 1 1 月 1 4 日

多摩市教育委員会

令和 8 年度多摩市教育委員会重点事項について

令和 8 年度の教育委員会重点事項について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、多摩市教育委員会の意見を申し上げます。

【はじめに】

多摩市教育委員会では、未来の多摩市のまちづくりを担う子どもたちを育成し、持続可能な社会を実現していくことが重要な課題と考えています。多摩市教育委員会の教育目標である「子どもたちの生きる力の育成」「学校・家庭・地域の連携・協働の拡充」「豊かな地域づくりに向けた学びの支援」を着実に遂行するとともに、すべての子どもたちが様々な状況の中でも、いきいきと学べる環境を整備することは、教育委員会の責務であると考えています。

令和 8 年度は、「第六次多摩市総合計画」の 4 年目に入り、3 つの分野横断的に取り組むべき重点テーマである「環境との共生」、「健幸まちづくりの推進」、「活力・にぎわいの創出」に向けた取り組みを着実に推進するとともに、基礎自治体として将来にわたり持続可能な行財政運営を続け、多様化する行政需要に対応していく必要があります。

教育委員会においては、令和 7 年 3 月に策定した「第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）」に基づき、教育目標の達成を目指すとともに、喫緊の課題を踏まえた教育施策を展開し、多摩市の教育を推進していく方針です。

そのために、令和 8 年度の教育委員会においては、以下の施策を重視して取り組んで参りたいと考えています。

- (1) 多摩市立八ヶ岳少年自然の家の今後について
- (2) 社会教育と家庭教育の推進について
- (3) 多摩市立学校の再編について
- (4) 学校給食センターの建替整備等について
- (5) 特別支援教育の推進について
- (6) 不登校児童・生徒への支援や学びの多様化学校の設置について
- (7) 教員の働き方改革と部活動の地域連携・地域展開について
- (8) 学校の断熱・遮熱について

これらの各施策について、以下のとおり意見を述べます。

(1) 多摩市立八ヶ岳少年自然の家について

市立小中学校では、教育活動の一環として毎年小学5・6年生、中学1年生が移動教室で必ず八ヶ岳少年自然の家を利用しています。

八ヶ岳少年自然の家では、児童・生徒に対して自然観察、キャンプ、環境学習などを通じて自然への理解と関心を深め、集団生活を通じて健全な生活態度を学ぶ機会を提供しています。また引率する教員の負担も少なく、安心して児童・生徒の指導に集中して子どもたちの「生きる力」を養う学校行事についても実践できています。とりわけ、国の遊々の森制度を活用した隣地にある国有林での林業体験（間伐体験）や八ヶ岳少年自然の家からバスで20分圏内にある2つのスキー場を利用したスキー教室などは自然の家から近い距離で実施できることから、児童・生徒たちの移動教室の場として非常に恵まれた環境と言えます。



多摩市立八ヶ岳少年自然の家

しかしながら、昭和54年に竣工した八ヶ岳少年自然の家は、令和7年で46年目を迎え、電気、機械設備、建屋において経年劣化が進み、点検報告により、機器の更新や補修の必要が多く指摘されており、安全な施設により安心して利用をしていただくための補修工事が必要な時期を迎えています。今後の子どもの人口動態や学校による移動教室等の利用形態が変革期にあることを踏まえ、教育委員会としては、劣化した機器の更新や補修に留め、10年程度の間は、安心して利用いただける施設を目指します。

また、この5年の間に、運営収入の改善や、その先にもつなげる施設利用方法を検討し、多摩市の子どもたちが引き続き富士見町で交流できるための検討をしていきます。

(2) 社会教育と家庭教育の推進について

教育委員会では、学びあい育ちあい推進審議会を年6回開催し、社会教育と家庭教育の連携の核となる公民館や図書館を中心に社会教育と家庭教育を担う各部門が情報を共有するとともに、審議会からの意見や提案等を活かしながら事業を展開しています。

公民館は、「つどう・まなぶ・つながる」を促す社会教育施設としてさまざまな講座を開催するとともに、市民活動への施設貸出しを通して市民の学びを支えています。

近年の社会情勢の変化に伴い、公民館のあり方も大きく変化しています。令和6年度には、フリーWi-Fiの設置やキャッシュレス決済を導入し、利便性の向上を図りました。

市民活動においては、活動団体の構成員の高齢化による担い手不足が深刻化する一方、子育て世代のサークルや学生グループの新たな活動も見られます。また活動のあり方も多様化しています。

公民館が主催する講座では、いつでもどこでも学べるよう、講座のオンライン配信に力を入れています。一方対面の講座においては、子どもたちに向けては体験型の講座を増やしたり、講座の中で参加者同士が交流できる機会を設けたりするなど、新たな手法や工夫を模索しながら学習機会や活動の創出を図っています。



公民館主催 夏休み体験型講座の様子

公民館は、「市民活動」や「市民の学び」を支援するだけでなく、いつでもだれもが集う場であり、学び、人と人がつながる場所です。市民の学習活動の支援や地域の相互交流を促していくとともに、関係機関や近隣自治体との連携事業、アウトリーチ事業の拡充を図り多様化する市民活動を支援するとともに、地域課題を解決するために取り組み、地域力の向上を目指します。また、地域の拠点として付加価値を高めていくための事業展開や施設改修も検討していきます。

図書館では、令和7年9月に第二次多摩市読書活動振興計画を策定し、基本方針2を「一人ひとりの子どもに寄り添うサービス」とし、調べ学習の図書の提供や小学校2年生を対象とした図書館の使い方（総合学習）など、市内の小・中学校と協力・連携を行い、子どもたちの読書活動を推進するための取り組みを支援しています。

そのような中、図書館では以下の2点が課題となっています。

一つ目は、障がい者サービス事業において、音訳資料作成の行政協力員が高齢や身体的な問題などの理由で減少傾向にあり、音訳者を新たに養成していくことが急務となっています。

二つ目は、開館3年目を迎えた中央図書館では、「座席を確保できない。」と、利用者からの声を多数頂戴していることから、中央図書館をより心地よく利用していただけるような対策なども必要と考えています。

これまでの資料の収集、提供などのサービスに加えて、課題解決型のサービスや市民の様々な活動の場としての機能も求められてきています。新たに策定した「多摩市図書館職員人財育成計画」を基に様々な要望に応えられる人材を育成し、一つひとつの課題を解決しながら、求められる図書館として取り組んでまいります。

(3) 多摩市立学校の再編について

多摩市では、昭和47年度以降ニュータウン開発による短期間での人口増加に伴い、小・中学校を新設してきました。その後、急激な少子化により児童・生徒数が減少し、学校の統廃合を含む通学区域の見直しにより対応してきました。現在は、多摩市立小学校を17校、中学校を9校設置しています。

令和6年度に、改めて状況の確認を行ったところ、今後も多摩市全体の年少人口は減少し、学校教育法施行規則で規定する学校規模の標準を下回る学校（小規模校）が更に増加する見込みであることがわかりました。小規模校では、一人ひとりにきめ細やかな指導が行いやすいなどのメリットもありますが、一方でクラス替えができない、学級同士で互いに切磋琢磨する教育活動ができないなど学校運営上の課題が生じる可能性があることから、令和7年度から児童・生徒の学びに直接影響する教育的視点と今後の都市計画や災害時の防災拠点など、生活に関わる全市的視点の2つの視点を持って学校再編の検討を開始することを決定しました。

学校施設の老朽化に対応するためには、計画的に各学校の改修工事を実施していく必要がありますが、昨今の物価高騰の影響などから学校施設の大規模改修費や維持管理経費は急激に増加しています。これらの費用は本市の財政に大きな影響を与えるため、児童・生徒数が減少傾向にある中で、同規模で学校施設を維持していくことは難しい状況となっています。

また、現在の学校施設は、教育施設であると同時に、地域住民の様々な活動の拠点であり交流の場となっています。学校施設の地域開放や小学校での放課後子ども教室など取り組みを進めています。

加えて、学校は、災害時の防災拠点、避難施設といった重要な役割を担う施設でもあります。

学校再編に当たっては、このように多様化する学校施設の役割や各学校の状況、地域の実情等を考慮する必要があります。

今年度、教育委員会では、多摩市立小・中学校の児童・生徒数の推計や本市の実情を踏まえ、文部科学省が平成27年に公表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」に基づき、「多摩市立小・中学校再編基本方針」を策定する予定です。この基本方針は、地域とともに子どもたちのより良い教育環境を実現するために、望ましい学校施設の方向性を示すものです。

基本方針の決定後、令和8・9年度の2か年で「(仮称)多摩市立小・中学校再編基本計画」を策定していきます。なお、学校はもとより、保護者や地域住民と基本方針の考え方や課題、将来の見通しなどを共有し、十分な意見交換を行いながら取り組みを進めていきます。



多摩市立多摩第二小学校

(4) 学校給食センターの建替整備等について

教育委員会では、安全安心な学校給食を提供するため、国が定めた「学校給食衛生管理基準」に照らして日常業務の衛生管理と食の安全確保に努めており、栄養バランスのとれた学校給食を生きた教材として活用する「食育の取り組み」を推進しており、引き続き学校給食センターへの役割と期待は大きいものと考えています。

平成18・19年度に実施した学校給食センターの大規模改修は、今後20年程度の使用を想定してきましたが、近年は設備・機器の老朽化により故障や修繕が増加しており、今後の安定的な給食提供に懸念が生じています。

このような中、学校給食センターの建替えに向けて、令和6・7年度の2か年で「学校給食センター建替基本計画策定支援等業務委託」により、基本計画を策定しており、複数の候補地の比較検討を経て、建設予定地は現地「永山調理所」敷地とする方針を令和7年度内に決定しました。

しかし、工事期間中に永山調理所を停止せざるを得ないため、給食提供を継続するには、主菜・副菜等の献立の一部を外部委託とし、汁物については既存の南野調理所を改修して対応することを想定しています。

教育委員会としては、子どもたちにとって安全で質の高い給食の提供を安定的に維持することを最優先に、建替え後の施設において、進化した衛生管理設備のもと、炊飯設備や学齢に合わせた献立、食物アレルギー対応、SDGsにつながる食品ロスの削減を目指すとともに、臭気対策など、地域や時代の要請に応える機能も加え、基本計画策定後は、市長部局と連携を図りながら、速やかに工事発注等へつなげ、令和14年4月の新学校給食センター稼働を目指し、計画的かつ段階的に建替事業を推進していきます。

また、近年の夏季における気温上昇に伴い、学校配膳室や学校給食センター調理室における作業環境でも、熱中症のリスクが高まっています。令和7年6月1日に施行された改正労働安全衛生規則により、熱中症対策に関する使用者の責任が明確化されたことを踏まえ、今後、教育委員会として早期に対応策の検討を進めていきます。



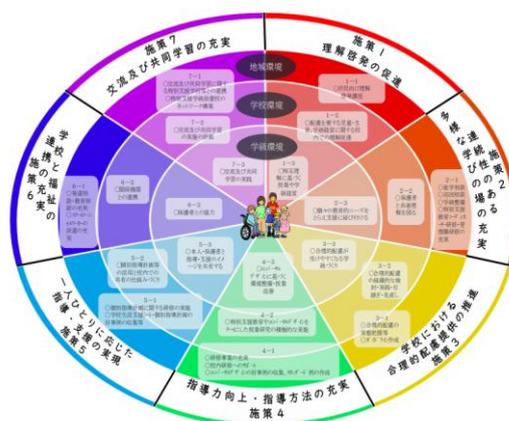
永山調理所

(5) 特別支援教育の推進について

令和6年度から7年度にかけて、第二次多摩市特別支援教育推進計画の評価と課題等を踏まえ令和8年度から施行される第三次多摩市特別支援教育推進計画の策定を

行ってきました。第三次計画の策定においては、第三次多摩市特別支援教育推進計画有識者会議を設置し、有識者会議を全6回開催し意見収集を行いました。また、特別支援教室を利用したり、特別支援学級に在籍したりしている児童・生徒の保護者を対象にアンケートを実施し実態把握を行いました。また、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」の理念に基づき、多摩市で特別支援教室等を利用して現在高校生や専門学校生3名に集まってもらい、当時の気持ちなど率直な意見を聞き取るグループミーティングを実施しました。

このような実態把握を経て、第三次計画では、基本理念を「子どもたちを包み込み、その先の未来へ」とし、子どもたちを包み込む学級、学校、地域がそれぞれに取り組むべき目標を立てています。真ん中に子どもを置き、子どもを包み込みながら、包み込む環境である学級での指導、学級を包む学校での支援方法の検討や見直し、学校全体を包み込む市教育委員会等地域の事業推進のそれぞれが機能することで、子どもたちが成長していく様をイメージしながら作成しました。



第三次多摩市特別支援教育推進計画における7つの施策(案)

本理念に基づいた7つの施策を令和8年度から12年度までの5年間で着実に実行できるよう、新たに第三次特別支援教育推進委員会も設置します。特に令和8年度は、計画内容の周知や、特別支援教育に関する理解・啓発活動に重点的に取り組んでいきます。

就学相談・転学相談においては、令和7年度より、就学支援委員会の要綱を改正し、就学支援委員会において、転学の審議も行うこととしました。改正により、医学・心理学・教育学の専門家により多面的な視点から、児童・生徒の教育的ニーズを見出し、適切な学びの場の検討をすることができるよう体制を整備しました。

特別支援教育の推進に向けて、インクルーシブ教育システムの理念に基づき、個々の教育的ニーズに応える多様な学びの場の提供等の基礎的環境整備やユニバーサルデザインの考え方を生かした学級づくり、また建設的な対話から生まれる合理的配慮の提供など、児童・生徒・保護者・教職員それぞれが、相互に理解し合えるような、啓発や相談体制の充実などを進めていきます。特に合理的配慮の提供については、「障害者差別解消法」や「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」でも事業者に義務付けられており、さらには次期学習指導要領にも方針が示されていることから、保護者・本人との対話を行い、学校が適切に合理的配慮を提供し、児童・生徒が充実した学校生活を送れるように取り組んでいきます。

(6) 不登校児童・生徒への支援や学びの多様化学校の設置について

教育委員会では、不登校の子どもが抱える不安と悩みの解消に向け、令和7年10月に策定した市の「不登校総合対策 第2次改訂」に基づき、個々の児童・生徒に寄り添いつつ、未然防止、早期支援、長期化への対応を行っています。また、令和5年3月に文部科学省が策定した「COCOLOプラン」を踏まえ、安心できる居場所、多様な学びの場づくりを進めています。

具体的には、社会的自立に向けた支援の充実として、教育センターのゆうかり教室において星槎国際高等学校の専門的な手法による集団活動の実施を取り入れていきます。また、人的措置の拡充として、学校と家庭、関係機関の連携をより充実するために、令和5年度から教育センターにスクールソーシャルワーカーを2名から4名に増員配置するとともに、令和6年度及び7年度では、東京都の事業を利用し、市内学校に不登校対応巡回教員及び校内別室指導支援員（チャレンジサポーター）を配置しました。

さらに、多様な学びの場や居場所の確保の観点では、東京都教育委員会が構築した仮想空間での不登校支援「多摩市フレキシスクール Online」を令和5年10月より開始しています。また、令和6年4月には、東愛宕中学校内にチャレンジクラス「あたご Space」を開設し、ゆとりある生活時程の中で生活リズムを整えながら、教員やチャレンジサポーターの指導のもと、安心して



「あたご Space」授業の様子

て学校生活を送ることができるよう環境づくりを行いました。なお、各学校においては「COCOLOプラン」を踏まえ、実態に応じた校内別室の運営を行っています。

「あたご Space」の成果が見られる一方で、不登校の子ども一人ひとりに寄り添った更なる支援が必要です。そのために、令和9年4月開設に向けた「学びの多様化学校（中学校・分教室）」の設置検討を行っています。施設規模は、「あたご Space」と同程度の規模を想定しており、多摩市立諏訪複合教育施設内の3階で開設することで、小規模な改修で速やかな開設を目指します。

(7) 教員の働き方改革と部活動の地域連携・地域展開について

これまで、教員一人ひとりの心身の健康保持と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境の整備を目的として、「多摩市立学校における働き方改革推進プラン」を策定し、小学校水泳指導外部委託の全面実施や、職員会議の時間の短縮、長期休業期間中の完全閉庁日及び定時退勤日の設定、時間外在校等時間が月80時間を超える

教員に対する面談、教員の負担軽減や授業の質の向上等を目的とした外部人材の活用、第5・6学年の教科担任制の導入等に取り組んできました。令和7年度においては、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が令和8年4月1日より施行されることに先駆けて、推進プランを総合教育会議に報告するとともに、学校の時間外在校等時間を学校運営協議会に報告することとしています。

また、中学校部活動の地域連携・地域展開については、学校における部活動がこれまで生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会として確保されてきたとともに、生徒の主体的な参加を通じ、達成感の獲得や連帯感の涵養に資するものであったことを踏まえ、地域展開においても、生徒が地域でスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を構築していく観点を大切にしていけることが必要であると市教育委員会では考えています。他方、学校の働き方改革は喫緊の課題であり、



地域連携・地域移行協議会の様子

中央教育審議会や公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（いわゆる給特法）改正の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」との答申や指摘がされており、スポーツ庁・文化庁のガイドラインにおいても、休日を含めた部活動の指導や大会への引率等、働き方改革を踏まえた部活動改革が示されています。これらを踏まえ、本市においては令和6年6月から、学識経験者、地域のスポーツ・文化団体関係者、市内全中学校長、保護者、部活動指導員を委員とする協議会を開催し、令和7年度までの改革推進期間における推進計画を作成するとともに、多摩市の実態を踏まえたガイドラインの策定をしました。併せて、休日の部活動の地域展開の試行実施に市内3校3部活動で取り組み、休日等の部活動に教員が携わることのない環境を整備しています。

学校、働き方改革を取り巻く状況としては、教員採用選考における小学校全科の倍率が依然として1倍強の状況です。全都的に、教員の精神疾患による休職や、教員の離職率の増加傾向も喫緊の課題です。さらに、いじめ・不登校、グローバル化、特別な支援が必要な児童・生徒への支援や指導等、複雑・多様化する課題に対し、組織的な対応が求められています。

部活動の地域連携・地域展開を含め、教員が心身ともに健康で、教員としてのやりがいを持ちながら働ける環境づくりを一層進めるため、引き続き小学校における教科担任制の推進や、部活動の地域連携・地域展開の段階的な導入に取り組んでまいります。

(8) 学校の断熱・遮熱について

多摩市と多摩市議会は令和2年、共同で「多摩市気候非常事態宣言」を表明し、地球温暖化対策に取り組んでいくことを採択しました。

この年7月の平均気温(アメダス府中観測所)は23.8℃でしたが、今年は28.5℃となり、5年前に比べ4.7℃も高くなっていました。

また、7月の猛暑日は、令和2年には一度も記録されませんでした。今年には15日間もありました。さらに真夏日は、5年前は7日間であったのに対し、今年には28日間もあり、ほぼ毎日が30度以上の真夏日という、かつてない異常な暑さの7月となりました。

多摩市気候非常事態宣言には、「多摩市及び多摩市議会は、地球温暖化の対策に全力で取り組みます」と力強くその決意を表明する一文が入っていますが、しかしながら、この5年間で、懸念された「気候危機」はさらに拡大しています。

今年、その「気候危機」の象徴ともいえる猛暑の最前線に立たされていたのが、子どもたちでした。真夏日の校庭の表面温度は60℃を超え、体育館の天井の温度は50℃。中休みや昼休みに校庭で遊ぶことは禁止され、体育館での授業が中止となる事態が日常化しています。

さらに深刻なのは教室です。学校環境衛生基準では「室温28℃以下が望ましい」とされていますが、エアコンを最も低い19℃に設定しても、この基準を満たすことができない教室が出現しているとの学校現場からの声も聞かれます。

この5年間に、「気候変動」が「気候危機」へと変貌してきているのを受け、子どもたちが長時間過ごす教室の断熱化・遮熱化についても、検討しなければならないと考えています。特に、校舎内で最も暑い最上階の断熱化・遮熱化については早急に解決しなければならない課題であると考えています。



市内学校の3階の様子(後ろから)



市内学校の3階の様子(前から)

市内学校 (午前11時 外気温38.0℃ エアコン設定温度19℃)

		天井	室温		天井	室温
3階	4年1組	36.0℃	32.2℃	4年2組	36.1℃	31.7℃
1階	2年1組	29.2℃	29.6℃	2年2組	28.9℃	29.8℃

(学校長による測定)

校舎の断熱化・遮熱化を進め、適切な室内温度を保つことで子どもたちに「暑くない」快適な学習環境を提供することは、学習意欲や集中力の持続につながり、授業や学習活動にも粘り強く取り組み、課題や問題を解決できる子どもが育つことにつながると考えます。

同時に、断熱・遮熱化によってエアコンの設定温度を少しでも上げることができれば、市立学校からの二酸化炭素排出量を減らすことが可能となります。それこそが、「多摩市気候非常事態宣言」の具体化の一つに他なりません。

【むすびに】

多摩市教育委員会には、未来を担う子どもたちが想定を超えるような社会環境の変化をも前向きに受け止め、主体的・創造的に生き抜いていく力を持ち、持続可能な社会を構築できる大人になるための教育を行う責務があります。また、大人が学び続けることにより豊かな地域づくりの実現につながるよう多摩市の教育の振興を進めています。学びの支援に際しては市民の生命と安全を最優先に取り組むとともに、学びの場と機会の充実に際しては SDGs の達成に向け「誰ひとり取り残さない」教育活動に取り組んでいます。さらに、令和4年度から全校でコミュニティ・スクールを導入し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」の実現に向けた地域学校協働活動を継続的に進めています。

本市の財政状況は、定額減税の影響等により市税全体では4.5億円減少や物価高騰や労務費の上昇による物件費の増加や扶助費の自然増等により、依然として厳しい財政状況が続くことが見込まれます。とりわけ、歳入の大きな柱である市税は、中長期的には人口減少や、高齢化の進行等により市民一人当たりの納税額が減少することが想定されるほか、ふるさと納税利用者の増加に伴い、他自治体への流出額が拡大傾向であることを踏まえると、先行きを厳しく見据える必要があります。

今後も想定される物価高騰や労務費の上昇、社会保障関係経費の増加に加え、今後予定している複数の大型公共施設の更新・整備に際しては大きな財政負担が見込まれるため、小規模な施設改修を前倒して実施することで、事前に財政負担等の軽減を図りつつ、効率的で持続可能な行財政運営の確立を図っていかねばなりません。

教育委員会としても持続可能な多摩市を将来世代に引き継いでいくため、事務事業等の見直しを行うとともに、「新たな生活様式」を踏まえた教育施策を進めていかねばならないと認識しております。教育課題を的確に捉え教育環境や教育条件を改善し、教育の振興を進め、子どもたちの「生きる力」を育むこと、さらには、豊かな地域づくりに向け、家庭や地域の大人たちの気づきや学びを支えることをとおして、多摩市が目指すまちの姿のひとつである「子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまち」及び「地域で学び合い、活動し、交流しているまち」の実現に努めなければなりません。

子どもたちの未来と豊かな地域社会の創造に向けて、多摩市の教育環境や教育活動を更に向上できるよう、必要な措置が講じられ、多摩市教育委員会と一体となって教育行政を進めていただくことを切に要望いたします。

現在の情勢を踏まえながら、「第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）」や「第六次多摩市総合計画」の実行に滞りのないよう、知恵を出し合い、教育行政を推進します。引き続きご理解とご尽力を賜りますようお願い申し上げます、多摩市教育委員会の意見とさせていただきます。

令和7年11月14日

多摩市教育委員会